

## 総合教育会議の法的根拠

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 1 条の 4

	概 要
設置	地方公共団体の長が設置（第 1 項）
協議調整事項	1. 大綱の策定に関する協議（第 1 項） 2. 教育条件の整備、学術及び文化の振興を図るための重点施策、重大事案に係る緊急措置等の協議・調整（第 1 項） 3. 構成員はその協議事項を尊重すること（第 8 項）
構成	地方公共団体の長及び教育委員会（第 2 項） ※必要に応じて関係者又は学識経験者から意見徴収が可能（第 5 項）
招集	地方公共団体の長が招集（第 3 項） ※教育委員会から招集を求めることも可能（第 4 項）
公開	原則公開とするが、個人の秘密保持又は会議の公平が害されるおそれがある場合は非公開も可能（第 6 項） 議事録作成・公表の努力義務あり（第 7 項）
運営	運営は総合教育会議で定める（第 9 項）